

10 りょうきん げんめん 料金の減免など

1 ぜい きん 税金

障害のある方、障害のある方を扶養している方については、所得税や市県民税・森林環境税、相続税などの軽減が行われています。

(1) 所得税、市県民税・森林環境税

〈所得税・市県民税の所得控除〉

ア 障害者控除

〔対 象〕 障害者および同一生計配偶者または扶養親族が障害者である方
次の区分に応じて、該当する欄の控除額が所得金額から控除されます。

区 分	所得税控除額	市県民税控除額
①本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族（※）が （身体障害者手帳3～6級） （療育手帳B、B） などに該当する場合	27万円	26万円
②本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族（※）が （身体障害者手帳1、2級） （療育手帳A、A） などに該当する場合	40万円	30万円
③同一生計配偶者または扶養親族（※）が上記の区分②（特 別障害者）に該当し、かつ、本人など同居を常況とし ている場合	75万円	53万円

※本人と生計を一にする配偶者または親族で、所得税はその年中の、市県民税は前年の合計所得金額が48万円以下の方。

イ 小規模企業共済等掛金控除

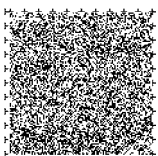
心身障害者扶養共済制度の契約に基づく掛金について、所得金額から控除されます（なお、この制度の給付金（脱退一時金を除く。）については非課税になります。）。

〈所得税・県民税利子割の非課税〉

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方や、障害基礎年金・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している方などは、銀行などの預貯金、公債それぞれの元本350万円までの少額貯蓄非課税制度の適用対象とされている預貯金などの利子などについて、所得税および県民税利子割が非課税になります（この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などで手続きが必要です）。
注）上記の所得税に関する内容は、令和6年4月1日現在の法令に基づいて説明したものです。

〈市県民税・森林環境税の非課税〉

障害のある方は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税・森林環境税が非課税になります。



〔手続〕 税務署または市税事務所・税務室（123頁）に申告してください（勤務先で年末調整された方や前年の所得が公的年金等に係る所得のみの方などで、申告が不要な方を除きます。）。ご不明な点がある場合は、所得税については税務署、市県民税（県民税利子割を除く）・森林環境税については市税事務所・税務室にお問い合わせください。

広島東税務署	TEL 227-1155	廿日市税務署	TEL (0829)32-1217
南	〃 〃 253-3281	海田	〃 〃 823-2131
西	〃 〃 234-3110	吉田	〃 〃 (0826)42-0008
北	〃 〃 814-2111		

※音声案内に従い「1 国税に関する一般的なご質問やご相談」を選択してください。

(2) 相続税の障害者控除

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

(3) 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、①特別障害者および②障害者のうち精神に障害がある方をいいます。

(4) 消費税の非課税

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負および身体障害者用物品の修理のうち一定のものについては消費税が課せられません。

〈例〉身体障害者用の改造自動車

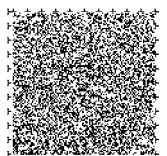
身体障害者による運転に支障がないよう、一定の改造が施されている自動車および車いすまたは電動車いすを使用する者を車いすなどとともに搬送できるよう、昇降装置の装備など一定の改造が施されている自動車は、その譲渡、貸付けおよび製作の請負と、一定の修理について消費税が課せられません。

(5) 事業税の非課税

重度の視力障害者（失明者または両眼の視力（屈折異常のある方については矯正視力について測定したものをいう。）が0.06以下）の方が、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を営まれる場合は事業税が課せられません。

〔手続〕 県税事務所に申告してください（税務署または市税事務所・税務室に申告した方は、事業税の申告は必要ありませんが、この場合はそれぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を記入してください。）。

（西部県税事務所 個人課税課 TEL：513-5361 令和6年10月15日からは207-3184（事務所移転のため））



(6) 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

障害者または障害者の家族が所有し、専ら障害者のために使用される場合などの自動車や軽自動車は、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免される場合があります。なお、減免の対象となる方は、障害の区分、程度などに一定の基準があります。

〔手続き〕 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）については西部県税事務所に、軽自動車税（種別割）については中央市税事務所軽自動車税係または各市税事務所管理係・税務室（123頁）に申請してください。

・自動車税（種別割）

西部県税事務所 自動車税課 自動車課税第二係 TEL：0570-017-707

※IP電話・一部のダイヤル回線をご利用の方は、513-5374（令和6年10月15日からは207-3296（事務所移転のため））をご利用ください。

※減免申請については西部県税事務所廿日市分室（0829-32-1181）でも受付を行っています。

・自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

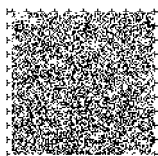
西部県税事務所 観音庁舎（中国運輸局広島運輸支局内）

TEL 232-7694

(7) ゴルフ場利用税の非課税

障害者の方がゴルフ場を利用される場合は、ゴルフ場利用税が課せられません。

〔手続き〕 ゴルフ場に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳等を提示した上で、「ゴルフ場利用税非課税適用申請書」を提出してください。



2 交通運賃の割引

※交通運賃の割引制度の適用については、それぞれの交通事業者の定める方法によりますので、詳細については各交通事業者に確認してください。

※株式会社ミライロが提供するスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」のご利用については、各交通事業者にお問い合わせください。

※アストラムラインの割引PASPY（こども用はこども割引PASPY）については、PASPY サービス終了に伴い、令和6年11月末をもって廃止となります。

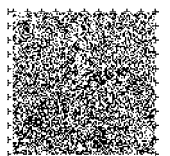
(1) 第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・フェリーを除く。)	普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口（またはみどりの券売機プラス）で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	〃	対象外	〃	対象外	
	普通急行券	〃	対象外	〃	対象外	
	定期乗車券	〃	対象外	介護者のみ5割引	対象外	

※障害者および介護者が12歳以上の場合、自動券売機で小児片道乗車券を購入し、乗車することができます。この場合は、改札時に係員が手帳を確認させていただきます。

※障害者が6歳未満の場合は、介護者が5割引、本人は無料になります。

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時および搭乗時に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示（普通乗車券は降車時のみ）
	定期乗車券	本人のみ3割引（介護者割引なし）	3割引	対象外	対象外	
	割引PASPY（こども用はこども割引PASPY）	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島 電車	普通乗車券	本人のみ5割引（介護者2人まで無賃）	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引（介護者2人まで無賃）	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
	割引PASPY	本人のみ5割引（介護者2人まで無賃）	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	
	割引PASPY（こども用はこども割引PASPY）	〃	〃	〃	対象外	
旅客船 (似島汽船株)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (南バンカーサプライ)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (借金輪島会)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	



(2) 第2種の身体障害者手帳または第2種の療育手帳所持者

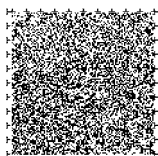
交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・フェリーを除く。)	普通乗車券	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口(またはみどりの券売機プラス)で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	普通急行券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	定期乗車券	対象外	対象外	介護者のみ5割引	対象外	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時および搭乗時に手帳を提示
バス	普通乗車券	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引(介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	割引IPASPY(こども用はこども割引IPASPY)	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島 電車	普通乗車券	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引(介護者割引なし)	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
	割引IPASPY	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
アスト ラム ライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	割引IPASPY(こども用はこども割引IPASPY)	〃	〃	〃	対象外	
旅客船 (似島汽船株)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (同)バンカー サプライ	普通乗船券	本人のみ5割引	5割引	本人のみ5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	対象外	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (同)金輪島会	普通乗船券	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	対象外	対象外	介護者のみ3割引	対象外	

(注1) 「第1種」 第1種身体障害者または第1種知的障害者(㉠、A)

「第2種」 第2種身体障害者または第2種知的障害者(㉡、B)

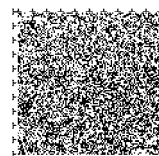
身体障害者については、身体障害者障害程度等級表(縦じ込み)に、その区分を表示しています。

(注2) 大人割引IPASPYの有効期限はカードを発行した日から2年間、こども割引IPASPYの有効期限は12歳になった年度の3月31日まで(4月1日生まれは11歳の誕生日後の3月31日まで)



(3) 1級の精神障害者保健福祉手帳所持者

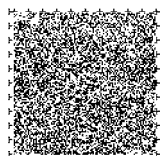
交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時、窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島 電 鉄 電 車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者2人まで無賃)	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	定期乗車券または割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示。(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員からの請求があったときのみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
ア ス ト ラ ム ラ イ ン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	対象外	
旅客船 (広島汽船株)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (南バンカーサプライ)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (南金輪島会)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	



(4) 2・3級の精神障害者保健福祉手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時、窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示
広島 電 鉄 電 車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者割引なし)	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	定期乗車券または割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示。(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員からの請求があったときのみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
アスト ラム ラ イ ン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	対象外	
旅客船 (似島汽船株式会社)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (南バンカーサブライ)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (南金輪島会)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	

(注1) 大人割引PASPYの有効期限はカードを発行した日から2年間、こども割引PASPYの有効期限は12歳になった年度の3月31日まで(4月1日生まれは11歳の誕生日後の3月31日まで)



3 JR特急料金などの割引（「ジパング倶楽部（特別会員）」への入会）

「JR 東日本のジパング倶楽部（特別会員）」に入会することにより、JRの特急料金などが割引になります。

〔対象〕 身体障害者手帳をお持ちの方で、男性満 60 歳以上、女性満 55 歳以上の方

※次の期間にご乗車の場合は、ジパング倶楽部の割引は適用になりません。

4月27日～5月6日、8月10日～8月19日、12月28日～1月6日

〔割引内容〕 ① 割引の対象料金

JR 線を片道・往復・連続のいずれかで 201km以上利用される場合に、特急券（新幹線・在来線）、急行券、グリーン券、座席指定券の料金が対象となります。

※ 寝台料金、新幹線グリーン個室料金、新幹線「のぞみ」・「みずほ」の特急料金とグリーン料金、特急グリーン個室料金、寝台列車の個室料金は対象外です。

② 割引率

新規会員は 1～3 回までは 20%、4～20 回までは 30%

更新会員は初回から 30%

割引は 1 年間に 20 回まで、再度の発行は出来ません。

第 1 種の身体障害者手帳をお持ちの方で、介護者が同伴される場合は、介護者も同様の割引となります。

③ 入会手続

身体障害者手帳と年会費 1,400 円をお持ちになり、問合せ先へ申し込んでください。

「ジパング手帳」は申込日より約 3 週間後 JR 東日本からご自宅へ郵送されます。

④ 利用方法

乗車券などを購入される際は、ジパング手帳に必要事項を記入の上、身体障害者手帳とともに JR の主な駅、駅の旅行センター窓口または取扱いしている旅行会社の営業所窓口にご提出ください。この場合、代理の方でもお取扱いいたします。

⑤ 更新手続

更新手続は期限前月の 1 日から有効期限内に行っています。更新のお知らせは JR 東日本が行っていないため有効期限にはご注意ください。なお、期限を過ぎてから手続をした場合は「新規手帳」となります。年会費 1,400 円はなるべく銀行振込みでお願いいたします。（振込み手数料はご負担願います。）

振込み先

広島銀行 本店営業部 普通預金 0947814
(公益社団法人) 広島市身体障害者福祉団体連合会

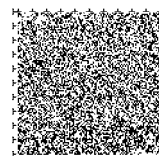
〔問合せ先〕 (公社) 広島市身体障害者福祉団体連合会

所在地 〒732-0822 南区松原町 5-1

(BIG FRONT ひろしま 5 階)

TEL: 263-4524 FAX: 263-9713

〔受付日〕 土日祝日等を除く平日 10:00～16:00



4 有料道路通行料金の割引

西日本高速道路株式会社などが管理する有料道路を自動車で通行する際、通行料金が半額になります（ただし、営業用の自動車などは本割引の対象外です。）。

〔対 象〕 次のいずれかに該当する場合

- ・身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳所持者または第1種の療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

〔内 容〕 料金所係員に身体障害者手帳または療育手帳の証明部分を提示してください（事前に区福祉課で手続きが必要です。）。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。

E T Cノンストップ走行時の割引適用については、区福祉課で手続きの際にお渡しする書類を備え付けの封筒に入れ、投函してください。投函後約2週間程度でお手元に登録済結果通知が届き、以後E T C利用時に割引を受けることができます。

※ なお、2年間の有効期限が設定されていますので、引続き割引を受けるためには、期限満了日の2か月前から区福祉課で上記と同様の手続きが必要です。有効期限は身体障害者・療育手帳に貼り付けたシールに記載しています（E T C利用者は、より早目の手続きが必要ですのでご注意ください。）。

〔手 続〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）へ以下をご持参ください。

①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望する自動車の車検証 ③運転免許証（障害者本人が運転する場合）など

E T C利用者はこれらに加え、E T Cカード（原則として本人名義）、E T C車載器セットアップ申込書・証明書も必要です。

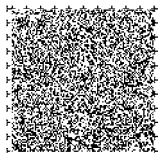
※ マイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録があれば、ご自宅等でオンライン申請が可能です。

5 保育料・副食費の軽減

次のいずれかに該当する方がいる世帯（ただし、保育料・副食費の算定の基となる市町村民税所得割額77,101円未満の世帯に限ります。）の保育料・副食費を軽減します（4月分から8月分保育料・副食費は前年度分市町村民税額、9月分から翌年3月分までは当年度分市町村民税額で保育料・副食費を算定します。）。

- 〔対 象〕
- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 療育手帳の交付を受けている方
 - ③ 特別児童扶養手当の支給対象児童
 - ④ 国民年金の障害基礎年金を受給している方

〔問合せ先〕 保育園等が所在する区の福祉事務所（区福祉課児童福祉係）（綴じ込み）



6 郵便料金の軽減 ゆうびんりょうぎん けいげん

区 分		内 容		重量・サイズ	料 金
郵便物	心身障害者用低料第三種 ※1	心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物（発行人から差し出されるものに限る。）	毎月3回以上発行する新聞紙	50gまで	8円
				50gを超える1kgまで50gまでごとに	3円増
			上記以外のもの	50gまで	15円
	第四種	① 点字郵便物 ② 特定録音物等郵便物 ※2	3kg以内	無 料	
ゆうメール	心身障害者用ゆうメール ※3			150gまで	92円
				250gまで	110円
				500gまで	150円
				1kgまで	180円
				2kgまで	230円
				2kg超	310円
ゆうパック	点字ゆうパック	30kg以下	サイズ ※4	料 金	
				60	100円
				80	210円
				100	320円
	聴覚障害者用ゆうパック ※2			120	420円
				140	520円
				160	630円
				170	730円

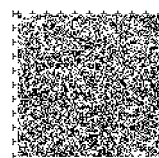
※1 心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用を受けるためには、第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料等が必要です。

※2 指定施設との間での発受に限る。

※3 指定の図書館との間での発受に限る。

※4 「サイズ」は、長さ、幅および厚さの合計（cm）をその数字までとする区分を示す。

〔問合せ先〕 詳しくは郵便局へご確認ください。



7 NHK放送受信料の減免

対象	通用条件	内 容
市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む。）非課税の場合	全 額 免 除
市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の場合	
市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む。）非課税の場合	
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	半 額 免 除
重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

8 携帯電話基本使用料などの割引

携帯電話事業者では、基本料などの割引を行っているところがあります。詳しくは各携帯電話事業者へお問い合わせください。

〔対 象〕 身体障害者手帳、療育手帳所持者

〔問合せ先〕 携帯電話の取扱店

9 NTT電話番号の無料案内

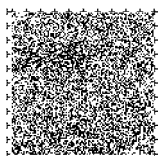
事前登録することで、NTTの電話番号案内（104）が、無料をご利用いただけるサービス（ふれあい案内）です。ふれあい案内については、NTT西日本およびNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話を含む。）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

〔対 象〕 (1) 身体障害者手帳所持者

- ① 視 覚 障 害 1～6級
- ② 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1・2級
- ③ 聴覚障害 2級・3級・4級・6級
- ④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3級・4級

(2) 療育手帳所持者

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者



〔問合せ先〕 NTT西日本ふれあい案内担当

TEL 0120 - 104 - 174 FAX 0120 - 104 - 134 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日および年末年始を除く。)

※ FAXによるお問合せに関する注意事項

・お客様のお名前と連絡先ファックス番号を用紙に記載して、送信してください。

10 施設設置負担金の分割払い

心身障害者で市民税非課税世帯の場合、施設設置負担金の分割払い(1年以内で2回～12回払い)ができます。

〔問合せ先〕 TEL 1 1 6へお問い合わせください。

受付時間 午前9時～午後5時(年末年始を除く。)

11 水道料金および下水道使用料の減免

次のいずれかに該当する方(ただし、入院や施設に入所されている場合は除きます。)がいる世帯の水道料金と下水道使用料を減免します。

〔対象〕 ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方

② 療育手帳(A・A・B)の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方

④ 特別児童扶養手当、障害基礎年金、障害年金1・2級を受給している方

〔減免額〕 1か月につき水道料金の0～10㎡相当額

1か月につき下水道使用料の0～10㎡相当額

〔所得制限〕 本人やその扶養義務者などの所得により、対象とならないことがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)または水道局業務管理課

12 市営駐車場の駐車料金の減免

次の方が自ら運転するか、または介護者の運転する車両に同乗して、市営駐車場を利用する場合に、駐車料金を減免します。

〔対象〕 ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方

② 療育手帳(A・A)の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

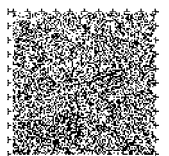
④ 公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている方

〔減免額〕 駐車後2時間までの駐車料金を免除します。

(ただし、定期料金、1泊料金および夜間料金は除く。)

〔手続〕 市営駐車場において、①については身体障害者手帳※、②については療育手帳※、③については精神障害者保健福祉手帳※、④については標章および身体障害者手帳または療育手帳(色素性乾皮症患者の方は除きます。)※を提示してください。無人の駐車場は現地に掲示してある案内に従い、精算機備え付けのインターフォンで、または係員のいる各駐車場の窓口で料金減免の手続きを行ってください。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。



13 市営駐輪場の駐輪料金の減免

次の方が市営駐輪場の一時利用および登録利用をする場合に、駐輪料金を減免します。

- 〔対 象〕 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
 ② 療育手帳の交付を受けている方
 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

〔減 免 額〕 一時利用は免除

登録利用は半額（自転車 750 円／月、バイク 1,250 円／月 稲荷町、大手町三丁目、小町第一～三、富士見町第一～三駐輪場は自転車 650 円／月、バイク 1,150 円／月）

〔手 続〕 一時利用の場合は、市営駐輪場において、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳※を提示してください。

登録利用の場合は、登録利用申請時に所定の減免手続きをしてください。

手続の窓口は、各駐輪場、広島県ビルメンテナンス協同組合（TEL 242-7330）です。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロ ID」を含む。

14 自動車保管場所の証明申請手数料等の免除

次の対象に該当する身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で

- 身体障害者または知的障害者（以下「身体障害者等」という。）が保有する自動車
- 身体障害者等と生計を一にする方が保有し、当該身体障害者等の通学、通院または生業のために利用する自動車

の自動車保管場所証明書交付申請、保管場所標章交付申請および保管場所標章再交付申請の手数料が免除されます（自動車保管場所証明書再交付申請は上記申請に準じて免除されます。）。

なお、自動車保管場所証明の申請を電子申請で行う場合は、手数料（自動車保管場所証明通知手数料および保管場所標章交付手数料）は免除されません。手数料免除を希望される方は、警察署で書面による申請をしてください。

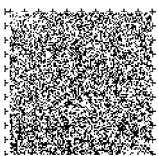
〔対 象〕 (1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳

- ・ 視覚障害 1～3級、4級の1
- ・ 聴覚障害 2級、3級
- ・ 平衡機能障害 3級
- ・ 上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
- ・ 下肢不自由 1～6級
- ・ 体幹不自由 1～3級、5級
- ・ 心臓機能障害 1級、3級
- ・ じん臓機能障害 1級、3級
- ・ 呼吸器機能障害 1級、3級

を持っている方

(2) 療育手帳ⒶまたはAを持っている方

〔問合せ先〕 自動車の保管場所を管轄する警察署

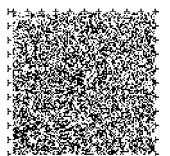


15 公共施設使用料の減免

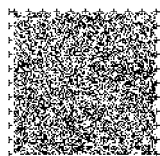
〔対 象〕 身体障害者手帳、療育手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者、小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

〔対象施設〕（注）施設によっては、手帳の等級により割引・免除について違いがあるところもありますので、詳細については事前にご利用になる各施設へお問い合わせください。

区 分	所 在 地	TEL	FAX	割引・免除	備 考
広島平和記念資料館	中区中島町1-2	241-4004	542-7941	免除	※8
広 島 城	〃 基町21-1	221-7512	221-7519	〃	
中央公園ファミリープール	〃 〃 4-41	211-0063	228-1891	〃	
5-Days こども文化科学館	〃 〃 5-83	222-5346	502-2118	〃	※1
映像文化ライブラリー	〃 〃 3-1	223-3525	228-0312	〃	※2
青少年センター	〃 〃 5-61	228-0447	228-7074	〃	※3
広島翔洋テニスコート	〃 〃 2-18	224-2191	224-2192	〃	※3
広島県立総合体育館	〃 〃 4-1	228-1111	228-4992	〃	
エディオンピースウイング広島	〃 〃 15-2-1	512-1025	512-1026	〃	※3・※10
縮 景 園	〃 上幟町2-11	221-3620	221-0515	〃	
コジマホールディングス中区スポーツセンター	〃 千田町三丁目8-12	241-9355	241-9379	〃	
〃 吉島屋内プール	〃 南吉島一丁目3-55	249-8591	249-2231	〃	
吉 島 体 育 館	〃 吉島西三丁目2-11	240-5003	240-5003	〃	※3
健康づくりセンター（健康科学館）	〃 千田町三丁目8-6	246-9100	246-9109	〃	
江 波 山 気 象 館	〃 江波南一丁目40-1	231-0177	234-1013	〃	
心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789	〃	
マエダハウジング東区スポーツセンター	〃 牛田新町一丁目8-3	222-1860	222-1861	〃	
ひろしんビッグウェーブ	〃 〃	〃	〃	〃	
総合屋内プール等共用駐車場	〃 〃	〃	〃	〃	※6
森 林 公 園 昆 虫 館	〃 福田町藤ヶ丸173	899-8964	899-8233	〃	
森林公園山城展望台昇降用モノレール	〃 〃	〃	〃	〃	
森 林 公 園 駐 車 場	〃 〃	〃	〃	〃	
戸坂庭球場・運動広場	〃 戸坂新町三丁目1916	220-2044		〃	※3
南区スポーツセンター	南区楠那町7-31	251-7721	251-7701	〃	
〃 宇品体育館	〃 宇品海岸三丁目6-54	255-3022	255-3022	〃	
〃 東雲屋内プール	〃 東雲三丁目16-3	286-6909	286-6909	〃	
〃 出島屋内プール	〃 出島一丁目32-92	254-2891	254-2892	〃	



区 分	所 在 地	TEL	FAX	割引・免除	備 考
郷土資料館	南区宇品御幸二丁目6-20	253-6771	253-6772	免除	
現代美術館	◇ 比治山公園1-1	264-1121	264-1198	◇	
広島港棧橋駐車場	◇ 宇品海岸一丁目13	251-0165	251-0165	半額割引	※9
広島みなと公園駐車場	◇ 宇品海岸一丁目	250-7160	250-7161	◇	※9
宇品波止場公園駐車場	◇ 宇品海岸三丁目1303-12	◇	◇	◇	※9
西区スポーツセンター	西区庚午南二丁目41-1	272-8211	272-8242	免除	
南観音庭球場・運動広場	◇ 観音新町二丁目90	293-5900		◇	※3
コカ・コーラボトラーズジャパン広島総合グラウンド	◇ 観音新町二丁目11-124	231-3077	295-8850	◇	※7
三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	◇ 三滝本町一丁目73-20	238-6301	238-6302	◇	※4
大芝公園ゴーカート	◇ 大芝公園1-50	230-0260		◇	
竜王公園野球場・テニスコート・エスキーテニス場・卓球場	◇ 竜王町	237-9880	237-9880	◇	※3
草津公園野球場	◇ 庚午南二丁目38	272-6030	272-6030	◇	※3
西部埋立第五公園駐車場	◇ 商工センター三丁目2	278-3794	278-3794	◇	※6・※7
安佐南区スポーツセンター	安佐南区伴東三丁目13-16	848-2411	848-2432	◇	
沼田庭球場・運動広場	◇ 伴北四丁目3987-1	848-2294		◇	※3
祇園運動広場	◇ 祇園一丁目85	871-3368		◇	※3
広島広域公園(ホットスタッフフィールド広島(陸上競技場)、補助競技場、サンフレッチェピレッシェ広島第一球技場、第二球技場)	◇ 大塚西五丁目	848-8484	848-8460	◇	※3
広島広域公園テニスコート	◇ 大塚西五丁目2-1	848-9540	848-9540	◇	※3
ヌマジ交通ミュージアム	◇ 長楽寺二丁目12-2	878-6211	878-3128	◇	※5
大和興産安佐北区スポーツセンター	安佐北区深川二丁目50-1	843-4999	843-4998	◇	
安佐動物公園	◇ 安佐町大字動物園	838-1111	838-1711	◇	
安佐動物公園駐車場	◇	◇	◇	◇	※9
高陽体育館	◇ 深川六丁目19-15	845-3221	845-3221	◇	※3
青少年野外活動センター	◇ 安佐町小河内5135	835-1444	835-1445	◇	※4
寺迫公園野球場・テニスコート・エスキーテニス場	◇ 真亀一丁目9	843-1150	847-4480	◇	※3
可部運動公園野球場・テニスコート・卓球場	◇ 可部町大字勝木1410	815-5181	815-5181	◇	※3
筒瀬運動広場	◇ 安佐町筒瀬岡田10823-4	838-1020		◇	※3



区 分	所 在 地	TEL	FAX	割引・免除	備 考
安芸区スポーツセンター	安芸区中野東二丁目3-1	893-1998	893-1857	免除	
瀬野川公園野球場・屋内運動場・アーチェリー場 ・ソフトボール場・テニスコート・卓球場・クロー ケーム・ホースシューズ場・パークゴルフ場	◇ 上瀬野町	894-3210	894-3210	◇	※3
佐伯区スポーツセンター	佐伯区楽々園六丁目1-27	924-8198	924-8199	◇	
◇ 湯来体育館	◇ 湯来町大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	◇	
湯来庭球場・運動広場	◇ ◇ 大字和田94-20	(0829)40-4899		◇	※3
湯来南庭球場・運動広場	◇ ◇ 大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	◇	※3
上河内庭球場・運動広場	◇ 五日市町大字上河内字中山693-1	927-3701		◇	※3
下河内庭球場・運動広場	◇ 五日市町大字下河内字峠平561	928-8494		◇	※3
新宮苑庭球場	◇ 新宮苑9-1	921-7478		◇	※3
河内体育館	◇ 五日市町大字上河内537	924-8198	924-8199	◇	※3
佐伯運動公園テニスコート・卓球場	◇ 五日市町大字保井田350-3	924-5012	942-3378	◇	※3
植 物 公 園	◇ 倉重三丁目495	922-3600	923-6100	◇	
植 物 公 園 駐 車 場	◇	◇	◇	◇	※9
クアハウス湯の山	◇ 湯来町大字和田443	(0829)83-1198	(0829)83-1177	半額割引	

※1 プラネタリウムのみ免除

※2 映画鑑賞料のみ免除

※3 減免額は、使用団体の全体人数に占める減免該当者の割合に応じて決定

※4 宿泊料（宿泊室、キャンプ場）免除

※5 観覧料のみ免除

※6 最初の2時間のみ免除

※7 特定医療費（指定難病）受給者は対象外

※8 常設展示のみ免除

※9 特定医療費（指定難病）受給者および小児慢性特定疾病医療受給者は対象外

※10 附属施設（会議室・ラウンジ等）および附属設備（大型映像装置・音響設備等）のみを利用する場合は対象外

16 映画鑑賞料の減免

〔対 象〕 身体障害者手帳、療育手帳所持者（重度障害者は介護者1名を含みます。）

〔料 金〕 各館所定の割引料金

※ 映画の日（12月1日）は無料招待（重度障害者は介護者1名も無料）

※ 一部該当しない所もありますので各館にお問い合わせください。

※ 適用地域は県下全般です。

〔手 続〕 映画館入口において、身体障害者手帳、療育手帳の証明部分を提示してください。

